

東京電力													
柏崎刈羽7号炉													
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方					
								実条件性能確認との差異【定事検】/【月例等】	実条件性能確認評価/ブレコン				
66-9-1	燃料プール代替注水系	(1)運転上の制限 可搬型スプレイヘッド及び常設スプレイヘッドを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること ただし、常設スプレイヘッドが所要数を満足していない場合でも、可搬型スプレイヘッドが所要数を満足していれば燃料プール代替注水系は動作可能とみなす。 所要数 可搬型スプレイヘッド:1個 常設スプレイヘッド:1個 可搬型代替注水ポンプ(A-1級):1台 可搬型代替注水ポンプ(A-2級):66-19-11に定める 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 1. 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を起動し、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)の流量が \square m ³ /h以上で、吐出圧力が \square MPa(gage)以上であることを確認する。1年に1回 タービンGM 2. 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を起動し、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3. 可搬型スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。3ヶ月に1回 発電GM 4. 常設スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 残留熱除去系(燃料プール冷却モード)及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プール水の小規模な漏洩により使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系は、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)又は可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、(代替淡水源の水を燃料プール代替注水系配管等を経由して常設スプレイヘッドから使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。)or [代替淡水源の水をホースを経由して可搬型スプレイヘッドから使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。]	燃料プール代替注水系機能検査	燃料プール代替注水系機能検査 ・流量: \square m ³ /h以上、吐出圧力: \square MPa(gage)以上であること	【SA定例試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-1級)が動作可能であること。	○燃料プール代替注水系実動作試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・使用済燃料プールへの異物混入による燃料損傷 ・使用済燃料プールの水質悪化	・定期事業者検査等及び月例等試験にて可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の組み合わせ試験を実施する。定期事業者検査等では、必要な流量及び吐出圧力を確認し、月例等試験において、それぞれの機能が維持されていることを確認している。				
								-	-	【巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	<差異無し>	-
								-	-	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・常設スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	<差異無し>	-
								-	-	-	-	-	-
66-9-2	使用済燃料プールの除熱	(1)運転上の制限 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱が動作可能であること 所要数 燃料プール冷却浄化系ポンプ:1台 燃料プール冷却浄化系熱交換器:1基 代替原子炉補機冷却系:66-5-4に定める 常設代替交流電源設備:66-12-11に定める 可搬型代替交流電源設備:66-12-12に定める (2)確認事項 1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が \square m ³ /h以上で、全揚程が \square m以上であることを確認する。1年に1回 原子炉GM 2. FPCろ過脱塩器第一入口弁、FPCろ過脱塩器第二入口弁、FPCろ過脱塩器出口弁及びFPCろ過脱塩器バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。1年に1回 当直長 3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動することを確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 使用済燃料プールから発生する水蒸気による影響を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール冷却浄化系は、使用済燃料プールの水をポンプにより熱交換器を経由して循環させることで、使用済燃料プールを冷却できる設計とする。	燃料プール冷却浄化系機能検査	燃料プール冷却浄化系機能検査 ・燃料プール冷却浄化系ポンプ2台の内1台運転にて、流量が \square m ³ /h以上で、全揚程が \square m以上であることを(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む) ・ポンプ異常:異常、異常振動のないこと ・系漏洩のないこと	【定例試験】 燃料プール冷却浄化系ポンプ手動起動試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・燃料プール冷却浄化系ポンプが2台の内1台が起動することを確認する。 ・運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	○運転性能検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・F/Dバイパス運転による使用済み燃料貯蔵プールの水質悪化	左記確認を原子炉運転中・停止中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・燃料プール冷却浄化系機能検査にて、F/Dバイパスラインを用いた系統機能検査により、燃料プール冷却浄化系ポンプ2台の内1台運転にて、流量が \square m ³ /h以上で、全揚程が \square m以上であることを確認している。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む) 【月例等】 ・系統構成に必要なF/Dバイパス運転は、使用済み燃料プールの水質悪化の起因になるため、系統構成が実施できないことから、揚程、流量の確認は、定事検で担保し、定例試験ではポンプの起動、起動状態により動作可能であることを確認している。 以上より実条件性能を確認していることと整理する。 【ブレコン疑義】 特に無し				
								【定例試験】 燃料プール浄化系電動弁手動全開全閉試験 (1年/回)	【判定基準】 ・FPCろ過脱塩器第一入口弁、FPCろ過脱塩器第二入口弁、FPCろ過脱塩器出口弁及びFPCろ過脱塩器バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	<差異無し>	-		
66-11-1	重大事故等収束のための水源	(1)運転上の制限 復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること 所要値 復水貯蔵槽:12.7m (2)確認事項 1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、復水貯蔵槽の水位を確認する。24時間に1回 当直長	【設置許可本文】 想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧代替注水系、低圧代替注水系(常設)、代替格納容器スレイ冷却系(常設)及び格納容器下部注水系(常設)並びに重大事故等対処設備(設計基準協議)である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の水源として、復水貯蔵槽を使用する。	-	-	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (24時間/回)	【判定基準】 ・原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	<差異無し>	-				
66-11-2	復水貯蔵槽への移送設備	(1)運転上の制限 淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること 所要数 可搬型代替注水ポンプ(A-2級):66-19-11に定める 大容量送水車(海水取水用):66-11-3に定める 復水貯蔵槽:66-11-1に定める 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵槽へ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、代替淡水源である防火水槽及び淡水貯水池の淡水を復水補給水系を経由して復水貯蔵槽へ供給できる設計とする。また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵槽へ海水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)及び大容量送水車(海水取水用)は、海水を復水補給水系等を経由して復水貯蔵槽へ供給できる設計とする。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)				
66-11-3	海水移送設備	(1)運転上の制限 海水移送設備2系が動作可能であること 所要数 大容量送水車(海水取水用):1台 * 2 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 1. 大容量送水車(海水取水用)を起動し、流量が \square m ³ /h以上で、吐出圧力が \square MPa(gage)以上であることを確認する。1年に1回 原子炉GM 2. 大容量送水車(海水取水用)を起動し、動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、復水貯蔵槽へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)、代替格納容器スレイ冷却系(可搬型)及び格納容器下部注水系(可搬型)の水源として、また、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系の水源として海を利用するための重大事故等対処設備として、大容量送水車(海水取水用)を使用する。大容量送水車(海水取水用)は、海水を各系統へ供給できる設計とする。	海水移送設備機能検査	海水移送設備機能検査 ・大容量送水車(海水取水用)を起動し、流量が \square m ³ /h以上で、吐出圧力が \square MPa(gage)以上であることを確認する。	【SA定例試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・大容量送水車(海水取水用)を起動し、動作可能であることを確認する。	○OSPへの注水確認【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・OSPへの海水注入による水質劣化、機器腐食、異物混入。	・定期事業者検査等にて大容量送水車(海水取水用)の単体試験(貯水池水源)により必要な流量・吐出圧力を確認している。また月例等試験にて動作可能であることを確認している。				
								<差異無し>	【定事検】 ・大容量送水車(海水取水用)の単体試験により必要な流量・吐出圧力を確認している。 【月例等】 ・大容量送水車(海水取水用)については、仮設流量計を用いた流量、吐出圧力は定事検で担保し、定例試験では動作可能(車載付計器確認含む)であることを、貯水池を用いた単体の運転確認により実施する。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していることと整理する。 【ブレコン疑義】 特に無し				

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-12-1	常設代替交流電源設備	(1)運転上の制限 常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること 所要数 第一ガスタービン発電機:1台 第一ガスタービン発電機用燃料タンク:1基 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ:1台 タンクローリ(16kL):66-12-7に定める 軽油タンク:66-12-7に定める (2)確認事項 1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。定事検停止時 電気機器GM 2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長 3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転及び運転終了後12時間を除く。1ヶ月に1回 当直長 4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。常設代替交流電源設備は、第一ガスタービン発電機、第一ガスタービン発電機用燃料タンク、第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、軽油タンク、タンクローリ(16kL)、電路、計測制御装置等で構成し、第一ガスタービン発電機を中央制御室での操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系、又はAM用MCCへ接続することで電力を供給できる設計とする。第一ガスタービン発電機の燃料は、第一ガスタービン発電機用燃料タンクより第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。また、第一ガスタービン発電機用燃料タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(16kL)を用いて補給できる設計とする。	-	-	-	-	○常設代替交流電源設備からの実受電試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・非常用高圧母線やAM用MCCへの受電については、非常用高圧母線やAM用MCCの停電が必要となり重大事故等対処設備の機能喪失となる。 ・第一ガスタービン発電機の負荷試験(模擬負荷)は、定期事業者検査等にて保安計画における本格点検時に実施し、当該期間にて負荷試験を実施することで第一ガスタービン発電機の発電機能が維持されていることを確認する。 ・非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系、又はAM用MCCへ接続することで電力を供給できることの確認については、当該系統を構成する第一ガスタービン発電機、非常用M/C、AM用MCC、及び各機器に接続する高圧ケーブルの健全性を定期事業者検査等にて保安計画における点検時に確認する。	
66-12-2	可搬型代替交流電源設備	(1)運転上の制限 可搬型代替交流電源設備による電源系2系列が動作可能であること 所要数 電源車:2台*2 タンクローリ(4kL):66-12-7に定める 軽油タンク:66-12-7に定める (2)確認事項 1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。2年に1回 電気機器GM 2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。可搬型代替交流電源設備は、電源車、軽油タンク、タンクローリ(4kL)、電路、計測制御装置等で構成し、電源車を非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系、又はAM用MCCへ接続することで電力を供給できる設計とする。電源車の燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(4kL)を用いて補給できる設計とする。	-	-	-	-	○可搬型代替交流電源設備からの実受電試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・電源車の負荷試験(模擬負荷)は、定期事業者検査等にて保安計画における本格点検時に実施し、当該期間にて負荷試験を実施することで電源車の発電機能が維持されていることを確認する。 ・非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系、又はAM用MCCへ接続することで電力を供給できることの確認については、当該系統を構成する第一ガスタービン発電機、非常用M/C、AM用MCC、及び各機器に接続する高圧ケーブルに対して、健全性を定期事業者検査等にて保安計画における点検時に確認する。	
66-12-3	号炉間電力融通電気設備	(1)運転上の制限 所要数が使用可能であること 所要数 号炉間電力融通ケーブル(常設):1組 号炉間電力融通ケーブル(可搬型):1組 (2)確認事項 1. 号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、号炉間電力融通電気設備を使用する。号炉間電力融通電気設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)、計測制御装置等で構成し、号炉間電力融通ケーブル(常設)をあらかじめ敷設し、6号及び7号炉の緊急用電源切替制御装置に手動で接続することで、他号炉の電源設備から非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系に電力を供給できる設計とする。また、号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用できない場合に、予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を6号及び7号炉の緊急用電源切替制御装置に手動で接続することで、他号炉の電源設備から非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系に電力を供給できる設計とする。	-	-	-	-	○号炉間電力融通電気設備からの実受電試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・第一ガスタービン発電機による受電手段が使用できなくなる。 ・非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系へ電力を供給できることの確認については、号炉間電力融通ケーブルに対して、月例等試験による外観点検にて機器が正常で有ることを確認している。	
66-12-4	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備	(1)運転上の制限 運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること 所要数 直流125V充電器A:1個 直流125V蓄電池A:1組 直流125V充電器A-2:1個 直流125V蓄電池A-2:1組 AM用直流125V充電器:1個 AM用直流125V蓄電池:1組 (2)確認事項 1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備(蓄電池及び充電器)の機能を確認する。定事検停止時 運転評価GM 2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。1週間に1回 当直長 3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。1週間に1回 当直長 4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。1週間に1回 当直長 5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。1週間に1回 当直長 6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。1週間に1回 当直長	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を使用する。 所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池A、直流125V蓄電池A-2、AM用直流125V充電器、直流125V蓄電池、直流125V充電器A、直流125V充電器A-2、AM用直流125V充電器、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り直しを行い、全交流動力電源喪失から24時間以内に、直流125V蓄電池A、直流125V蓄電池A-2及びAM用直流125V蓄電池から電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源を直流125V充電器A、直流125V充電器A-2又はAM用直流125V充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 常設代替直流電源設備は、AM用直流125V蓄電池、AM用直流125V充電器、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から24時間以内に、AM用直流125V蓄電池から電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源をAM用直流125V充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	-	-	-	-	○蓄電池からの電力供給【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・蓄電池A-2、AMからの実給電は直流母線の切替操作、負荷カットが必要となる。 ・定期事業者検査等及び月例等試験にて蓄電池・充電器電圧を確認することにより実条件性能を確認している。	
				直流電源系機能検査	直流電源系機能検査 ・125V系充電器の浮動充電運転状態における充電器電圧、蓄電池電圧を確認する。	【定例試験】(電力自主)充電器電圧、電流点検 【巡視点検】(1週間/回)	【判定基準】 ・直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。 【判定基準】 ・直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	<差異無し>	-
						【定例試験】(電力自主)充電器電圧、電流点検 【巡視点検】(1週間/回)	【判定基準】 ・直流125V蓄電池A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	<差異無し>	-
						【定例試験】(電力自主)充電器電圧、電流点検 【巡視点検】(1週間/回)	【判定基準】 ・AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】/月例等	実条件性能確認評価/ブレコン
66-12-5	可搬型直流電源 設備	(1)運転上の制限 可搬型直流電源設備による電源系が動作可能であること 所要数 AM用直流125V充電器:66-12-4に定める 電源車:66-12-2に定める タンクローリ(4kL):66-12-7に定める 軽油タンク:66-12-7に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対 処設備として、可搬型直流電源設備を使用する。可搬型直流電源設備は、電源 車、AM用直流125V充電器、軽油タンク、タンクローリ(4kL)、電路、計測制御装置 等で構成し、電源車を代替所内電気設備及びAM用直流125V充電器を經由し直 流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。電源車の燃料は、軽油タン クよりタンクローリ(4kL)を用いて供給できる設計とする。可搬型直流電源設備は、 電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電 源の喪失から24時間以内に必要負荷に電力の供給を行うことができる設計と する。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)
66-12-6	代替所内電気設 備	(1)運転上の制限 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること 所要数 AM用MCC:4組 AM用切替盤:2個 AM用操作盤:2個 AM用動力変圧器:1個 緊急用断路器:2個 緊急用電源切替箱接続装置:2個 緊急用電源切替箱断路器:1個 (2)確認事項 1.代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等 対処設備として、代替所内電気設備を使用する。代替所内電気設備は、緊急用断 路器、緊急用電源切替箱断路器、緊急用電源切替箱接続装置、AM用動力変圧 器、AM用MCC、AM用切替盤、AM用操作盤、非常用高圧母線C系及び非常用高 圧母線D系、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替 交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。代替所内電気設 備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機 能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備 は、少なくとも系統は機能の維持及びび人の接近性を図る設計とする。	-	-	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検に より確認する。	<差異無し>	-
66-16-3	緊急時対策所の 代替電源設備	(1)運転上の制限 代替電源設備による電源系が動作可能であること 所要数 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備:2台 可搬ケーブル:2組 交流分電盤:3台 負荷変圧器:1台 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 1.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。2年 に1回 電気機器GM 2.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3.負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。1ヶ月に1回 電気機器GM 4.交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。1ヶ月に1回 電気機器GM 5.可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電源設備を用いて給電し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 用可搬型圧化空調機を起動する。	緊急時対策所の代替電源設備検査	可搬型代替交流電源設備検査 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策 所用可搬型電源設備の発電機を 起動し、動作可能であることを確認 する。	【SA定例試験】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策 所用可搬型電源設備の発電機を 起動し、動作可能であることを確認 する。 (3ヶ月/回)	【判定基準】 運転状態(電圧等)に異常のないこと。	<差異無し>	・定期事業者検査等及び月例等試験にて5号炉原子炉建屋内緊急 時対策所用可搬型電源設備、単体試験により運転状態に異常が なく動作可能であることを確認している。また機能・性能に影響を 及ぼす恐れがないことを確認している。 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の負荷試 験(模擬負荷)は、定期事業者検査等にて保全計画における本格 点検時に実施し、当該周期にて負荷試験を実施することで5号炉原 子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機能が維持さ れていることを確認する。 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電源系統に電力を供給でき ることの確認については、当該系統を構成する5号炉原子炉建屋 内緊急時対策所用可搬型電源設備、交流分電盤、負荷変圧器及 び各機器に接続する低圧ケーブルの健全性を定期事業者検査等 にて保全計画における点検時に確認し、月例等試験による外観点 検にて機器が正常であることを確認している。
				-	-	【SA巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	<差異無し>	-
				-	-	【SA巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	<差異無し>	-
				-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	<差異無し>	-